

日本電気技術規格委員会 規約

制定	平成9年6月30日
改正	平成9年9月30日
改正	平成14年5月30日
改正	平成16年5月27日
改正	平成17年6月3日
改正	平成23年6月7日
改正	平成25年6月11日
改正	令和2年7月20日

(目的)

第1条 日本電気技術規格委員会(以下、「委員会」という。英名:Japan Electrotechnical Standards and Codes Committee)は、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、次条の業務を通じ、「電気事業法」の技術基準等に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、自主的な保安確保に資する民間規格等の活用を推進することなどの活動を行うことにより、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 委員会の運営に関する事項の決定
- 二 委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 三 委員会の事業計画に基づく予算策定及び決算報告
- 四 民間規格等の制定、改定に関する審議、承認
- 五 国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価
- 六 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価
(民間規格等制改定プロセス評価委員会(以下、「プロセス評価委員会」という。)については、第11条に規定する。)
- 七 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開
- 八 国の基準の改正要請
- 九 電気に関する民間規格等の国際整合化及び国際協力
- 十 委員会活動への貢献顕著による表彰
- 十一 特別委員会の設置、改廃及び報告内容に関する審議、承認
- 十二 その他必要と認める業務

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、委員会の承認（初回は委員候補が相互に承認）に基づき、委員長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（委員会の委員長及び委員長代理）

第5条 委員会に委員長1名、委員長代理1名を置く。委員長及び委員長代理の任期は、委員の任期に従う。

2. 委員長及び委員長代理は、委員会の委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、また委員会を招集し、その議長になる。
4. 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

（委員会の審議）

第6条 委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成機関委員を兼務する委員は、決議に参加できない。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
3. 委員会の出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

（委員会への参加）

第7条 関係行政機関の職員は、委員会に参加することができる。

2. 必要がある場合、団体に属さない個人であっても、参加することができる。
3. 委員以外の委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べるができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

（委員会の公開）

第8条 委員会は、原則公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報情報の保護が必要な場合等別に定める場合は、非公開とすることができる。

（顧問）

第9条 委員会は、委員長経験者または5年以上の委員経験者のうち委員会活動に大きく貢献したものを顧問としておくことができる。

2. 顧問は、委員の推薦に基づき委員会の承認により選任される。
3. 顧問の任期は、第4条第2項の委員の任期に準じる。
4. 顧問は、第6条の議決には参加しないことを除き、委員と同じ権利を有する。

(表彰)

第10条 委員会は、第2条に定める業務について顕著な貢献があったものを表彰することができる。

(プロセス評価委員会の業務)

第11条 委員会は、第1条の目的を達成するため、プロセス評価委員会を置く。

2. プロセス評価委員会は、委員会により審議、承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格評価機関の要件(2. 要件(3) 評価プロセス)に適合しているかについて審議、承認を行う。

(プロセス評価委員会の構成)

第12条 プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成する。

(プロセス評価委員の委嘱)

第13条 プロセス評価委員会の委員は、プロセス評価委員会の承認(初回は委員候補が相互に承認)に基づき、委員会の委員長が委嘱する。ただし、プロセス評価委員会の委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. プロセス評価委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(プロセス評価委員会の委員長及び委員長代理)

第14条 プロセス評価委員会に委員長1名、委員長代理1名を置く。委員長及び委員長代理の任期は、委員の任期に従う。

2. 委員長及び委員長代理は、プロセス評価委員会の委員の互選により定める。
3. 委員長は、プロセス評価委員会を代表して会務を総括し、またプロセス評価委員会を招集し、その議長になる。
4. 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。

(プロセス評価委員会の審議)

第15条 プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による議決を行うことができる。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
3. プロセス評価委員会への出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(プロセス評価委員会への参加)

第16条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

2. 関係行政機関の職員は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

(プロセス評価委員会の公開)

第17条 プロセス評価委員会は、議事要録を委員会ホームページに掲載することで公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合は、非公開とすることができる。

(特別委員会の業務と運用)

第18条 特別委員会の設置、改廃は委員会の承認を得て行う。

2. 特別委員会は、委員会の委任を受け、技術基準適合性の評価、特命事項の調査研究等を行い、その結果を委員会に報告する。
3. 特別委員会の委員の構成や議決方法等については、特別委員会の設置の都度、委員会が決定する。

(事務局)

第19条 委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、一般社団法人日本電気協会に置く。

2. 事務局の業務を統括するため、事務局長を置く。
3. 事務局員は民間規格等作成機関の規格制改定業務に関与してはならない。また、民間規格等作成機関に所属するものは事務局員となることができない。

(会計)

第20条 会計処理は、一般社団法人日本電気協会が実施する。委員会、プロセス評価委員会及び特別委員会の運営に係る直接経費の総額を明確に区分し、その収支明細を開示するものとする。

(分担金)

第21条 委員会の運営に必要な経費は、原則として委員会に参加する団体等の分担金をもってこれに充てる。

2. 分担金の金額は別途定めるものとし、委員会に参加する団体等の実情に応じてその口数を決定し負担する。
3. 分担金は、委員会で承認後、委員会に参加する団体等が納入する。ただし、必要に応じ半期毎に分割して納入できるものとする。
4. 分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体で作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に経費を要する場合、委員会は実費の負担を求めることができる。

(業務の委託及び受託)

第22条 委員会は第1条の目的を達成するため、他の関係機関にその業務の一部を委託、また、他の関係機関からの業務を受託することができる。

(事業年度)

第23条 委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(記録の作成、保管)

第24条 委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

2. 委員会は、委員会の議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

(外部評価)

第25条 国の基準解釈等に関連付ける民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については年1回、有識者による外部評価を受けなくてはならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、委員会はそれに従うものとする。

(その他規定されていない事項)

第26条 本規約に定めのない具体的な手順等は、別に定める要領等による。

2. この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、委員会の議を経て定める。

附則1（平成9年6月30日）

1. 本規約は制定日から発行する。
2. 委員会の事業年度は、初年度においては委員会発足時より翌年の3月31日までとする。
3. 委員の任期は、初年度においては委員会発足時より平成11年3月31日までとする。

附則2（平成9年9月30日）

本規約は、平成9年9月30日から施行する。

附則3（平成14年5月30日）

本規約は、平成14年5月30日から施行する。

附則4（平成16年5月27日）

本規約は、平成16年5月27日から施行する。

附則5（平成17年6月3日）

本規約は、平成17年7月1日から施行する。

附則6（平成23年6月7日）

本規約は、平成23年6月7日から施行する。

附則7（平成25年6月11日）

本規約は、平成25年6月11日から施行する。

附則8（令和2年7月20日）

本規約は、令和2年7月20日から施行する。

参考．民間規格評価機関の要件（２．要件（３）評価プロセス より）

- ①評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑤民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、これに関係する省令基準及び基準解釈における条文（既に引用されている民間規格等を含む）を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない
 - －評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
 - －関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。
 - －関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。
 - －その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。
- ⑦民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。
- ⑨民間規格評価機関は、当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行うなどの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。
- ⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。

民間規格等制改定の審議に係る要領

制定：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という。）が、民間規格等の制改定及び国の基準等の改正要請に係る活動を行うにあたり、委員会規約に定めのない具体的な審議要領について、以下の通り定める。

1. 民間規格等の制改定を実施する場合

(1) 審議の要請

事務局は、民間規格等作成機関より民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、委員会での審議に必要な資料の提出を求める。

(2) 委員会での審議、承認

委員会では、民間規格等の制改定について、省令基準との適合性、国際規格との整合性及び技術的妥当性について審議する。

- a. 委員長は、委員会を開催する。
- b. 委員会は、民間規格等作成機関から提出された資料について審議する。
- c. 書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書等で委員に通知する。

(3) 意見公募手続き（パブリックコメント）

- a. 事務局は、委員会の承認を得た後に、民間規格等の制改定について、外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。
- b. 外部への公開方法は、「情報公開等に係る要領」による。
- c. 事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。
- d. 事務局は、外部へ公開し意見を聞く手続きの結果をまとめ、メール等により委員に通知する。なお、意見公募手続きにより重大な修正が必要であると判断された場合は、委員会での再審議等を行う。

(4) 民間規格等の制改定

委員会での審議により制改定を承認された民間規格等については、別途定める「民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領」に基づき、委員会の規格番号を表記するものとする。

2. 国の基準等の改正要請を実施する場合

(1) 審議の要請

事務局は、民間規格等作成機関より国の基準等の改正要請に関する審議要請を受けた

場合、委員会での審議に必要な資料の提出を求める。

(2) 委員会での審議、承認

委員会では、国の基準等の改正要請について、省令基準との適合性、国際規格との整合性及び技術的妥当性について審議する。

- a. 委員長は、委員会を開催する。
- b. 委員会は、民間規格等作成機関から提出された資料について審議する。
- c. 書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書等で委員に通知する。

(3) 意見公募手続き（パブリックコメント）

- a. 事務局は、委員会の承認を得た後に、国の基準等の改正要請について、外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。
- b. 外部への公開方法は、「情報公開等に係る要領」による。
- c. 事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。
- d. 事務局は、外部へ公開し意見を聞く手続きの結果をまとめ、メール等により委員に通知する。なお、意見公募手続きにより重大な修正が必要であると判断された場合は、委員会での再審議等を行う。

(4) 改正要請

事務局は、委員会での承認後、速やかに委員長名により関係行政機関に改正要請を行う。

3. 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定を実施する場合

(1) 審議の要請

事務局は、民間規格等作成機関より国の基準に関連付く民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、委員会での審議に必要な資料の提出を求める。

(2) 技術評価書の作成

事務局は、民間規格等作成機関より審議に必要な資料の提出を受け、技術評価書（別紙1）を作成する。

(3) 委員会での審議

委員会では、民間規格等の制改定について、民間規格評価機関の要件（2. 要件（3）評価プロセスの⑥）に従い、省令基準及び基準解釈における条文を明らかにし、省令基準との適合性について審議を行う。

- a. 委員長は、委員会を開催する。
- b. 委員会は、民間規格等作成機関から提出された資料及び技術評価書（別紙1）について審議する。

- c. 書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で委員に通知する。

(4) 意見公募手続き（パブリックコメント）

- a. 事務局は、委員会の承認を得た後に、民間規格等の制改定について、外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。
- b. 外部への公開方法は、「情報公開等に係る要領」による。
- c. 事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。
- d. 事務局は、外部へ公開し意見を聞く手続きの結果をまとめ、メール等により委員に通知する。なお、意見公募手続きにより重大な修正が必要であると判断された場合は、委員会での再審議等を行う。
- e. 事務局は、外部へ公開し意見を聞く手続きの結果をまとめ、プロセス評価委員会へ上程する。

(5) 全体評価書の作成

事務局は、民間規格等の制改定プロセスに関する全体評価書（別紙2）を作成する。

(6) 民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」）の審議

プロセス評価委員会では、民間規格等の制改定について、民間規格評価機関の要件（2.要件（3）評価プロセス⑥を除く）に従い、制改定プロセスが公正性、客観性及び透明性をもって実施されているかについて審議する。

- a. プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。
- b. プロセス評価委員会は、民間規格等作成機関から提出された資料、全体評価書（別紙2）及び外部へ公開し意見を聞いた結果について審議する。
- c. 書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書等で委員に通知する。
- d. プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により委員会の委員に通知する。

(7) 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定

- a. 委員会は、プロセス評価委員会の審議結果を受け、民間規格等の制改定を承認する。なお、制改定プロセスに重大な不備があると報告された場合は、委員会での再審議等を行う。
- b. 「民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領」に基づき、委員会の規格番号を付与し、リスト化する。
- c. 規格のリスト化にあたり国の基準等の改正要請が必要な場合、事務局は速やかに委員長名により関係行政機関に改正要請を行い、改正され次第、規格のリスト化を実施する。
- d. 規格のリスト化にあたり国の基準等の改正要請が不要な場合、事務局は委員長名により関係行政機関に報告後、規格のリスト化を実施する。

- e. 関係行政機関への改正要請の報告後（3.（7）c、d）に、国より制改定に関わる要請があった場合は、必要に応じ委員会による再審議等を行う。

（8）民間規格等の見直し及び確認

委員会が承認した国の基準に関連付ける民間規格等は、制改定より少なくとも5年以内に見直しが行われているか確認を行う。見直しは民間規格等を作成した民間規格等作成機関が実施し、事務局に見直し結果を連絡する。

なお、見直しは以下の改定、廃止及び確認を意味する。

改定：年月の経過により、引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：年月の経過により規格の必要がなくなること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

4. 質問、苦情、異議申し立て等への対応

（1）質問

委員会は、委員会にて制改定の承認をした民間規格等について、文書等により質問があった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成機関に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。

（2）苦情

委員会は、委員会にて制改定の承認をした民間規格等について、文書等により苦情があった場合には、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成機関に苦情を送付し、処置を依頼すると共に、処置結果を苦情申し立て者に連絡する。

（3）異議及び告発

委員会は、委員会にて制改定を承認した民間規格等について、制改定プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議及び告発があった場合、その事案に対応するため対応方針を定める。

a. 異議及び告発内容の確認

事務局は、異議及び告発の内容を確認し、委員会に報告する。

b. 原因の調査

委員会にて異議及び告発内容が妥当と判断された場合、不適切な取り扱いが発生した原因について必要な調査を行う。

c. 異議及び告発申し立て者の保護

委員会は、申し立て者の身元に関する情報について、申し立て者の了解を得て、申し立て者の保護の観点から取り扱いを定める。

5. その他

(1) 委員会の分担金を負担していない民間規格等作成機関からの審議要請

事務局は、委員会の審議に係る経費を求めることができる。具体的な金額は「分担金に関する内規」によるものとする。

(2) 外国の民間規格等作成機関からの審議要請

委員会に上程される民間規格等及び関連資料は、提出された原版を基に評価、審議を行う。また、可能な範囲で翻訳版の提出を依頼する。

(3) 資料の電子化

委員会で使用する資料については、電子データを基本とし、管理及び配布等を行う。

附則1(令和2年7月20日)

本要領は、令和2年7月20日より施行する。

「電路の絶縁耐力の確認方法」(JESC E7001) の改定に関する技術評価書

I. 技術評価

技術評価の要件	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	基準省令：第 5 条【電路の絶縁】 基準解釈：第 16 条【機械器具等の電路の絶縁性能】
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	本規格は、電気事業法に関連する技術基準の解釈に由来から引用されている民間規格である。 常規対地電圧による絶縁性能の確認の方法については、3. 技術的規定において明確に規定されており、かつ実現可能な内容となっている。
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか。	○	今回、JESC E7001 に引用を要望する JEM1225「高圧コンプレッションスタータ」は、発刊されている最新版(2007年版)であることから最新知見を参照・考慮されている。 その他、今回の改定で、JESC E7001 で引用されている JIS、JEC 規格の改定動向の調査が実施され、最新年号の規格に更新が行われている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	表 1 のとおり、省令基準等に適合することを確認した。
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	当該規格は、常規対地電圧による絶縁性能の確認を適用できる設備、機器の種別ごとに明確に規定し、規格使用者に対する利便性の配慮がなされている。 また、規格の制定根拠について解説の中で明確に記載されている。

II. 添付資料

資料 1 日本電気技術規格委員会 委員名簿 (令和〇年〇月〇日現在)

資料 2 ※民間規格等作成機関作成資料

表1 省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認結果
<p>第5条【電路の絶縁】 電路は、大地から絶縁しなければならない。 ただし、構造上やむを得ない場合であつて通常予見される使用形態を考慮し危険のおそれがない場合、又は混触による高電圧の侵入等の異常が発生した際の危険を回避するための接地その他の保安上必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合にあつては、その絶縁性能は、第22条及び第58条の規定を除き、<u>事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがないものでなければならない。</u></p> <p>3 (省略)</p>	<p>JEM1225 に基づき作成された高圧コンビネーションスタータについて、設置後の常軌対地電圧の印加による確認で、事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれはないか。</p>	<p>○適合</p> <p>JEM1225 に基づいて作成された高圧コンビネーションスタータは、工場における耐電圧試験が電技解釈を上回るレベルで実施されていること、また、近年の施工品質管理技術の向上などにより、輸送時や施工による絶縁性能への影響は少ないと考え、設置後の常軌対地電圧の印加による確認で絶縁性能は確保されていると評価する。</p>

「電路の絶縁耐力の確認方法」(JESC E7001)の改定に関する全体評価書

I. 審議経緯

項目	説明
1. 日本電気技術規格委員会の審議、承認日	①委員会 第〇回委員会(2020年〇月〇日)にて承認 ②プロセス評価委員会 第〇回プロセス評価委員会(2020年〇月〇日)にて承認
2. 日本電気技術規格委員会の議決状況	委員会規約第6条及び15条により、2/3以上の出席者により各委員会が成立し、委員の過半数の賛成により承認 ①委員会 賛成〇名(委員総数〇名 出席〇名 委任状〇名) ②プロセス評価委員会 賛成〇名(委員総数〇名 出席〇名 委任状〇名)
3. 日本電気技術規格委員会の主な意見及び対応	各委員会における主な意見を以下のとおり。 ①委員会 特になし ②プロセス評価委員会 特になし
4. 民間規格等作成機関の審議経緯	①民間規格等作成機関の審議依頼日: 2018年7月17日 ②民間規格等作成機関の名称: 一般社団法人日本電気協会 発変電専門部会 一般社団法人日本電気協会 送電専門部会
5. 外部公告結果及び意見への対応概要	①外部へ公告し、意見を聞いた期間: 2018年8月6日~2018年9月4日(30日間) ②公告媒体: ・電気新聞 ・日本電気技術規格委員会ホームページ ③公告の結果:添付資料3参照
6. 民間規格等作成機関の審議の状況	①案件の要望者: 製造業者 ②民間規格等作成機関の名称: 一般社団法人日本電気協会 発変電専門部会

項目	説明
	一般社団法人日本電気協会 送電専門部会 ③民間規格等作成機関の審議： 2018年5月24日 第41回発変電専門部会 2018年6月8日 第38回送電専門部会 ④民間規格等作成機関の議決状況： 発変電専門部会規約第5条により可決 送電専門部会規約第5条により可決（書面投票）
7. 民間規格等作成機関の技術的専門性の確認	技術評価書にて確認
8. 審議記録の保存について	①記録の保存方法：日本電気技術規格委員会にて保管。 ②記録の保管期間：5年
9. 技術的問合せの対応	①問合せ先： 一般社団法人日本電気協会 発変電専門部会 一般社団法人日本電気協会 送電専門部会 ②問合せへの対応方法： 問合せ者に対し、民間規格等作成機関より回答する。また、問合せ内容に応じ、必要があれば民間規格等作成機関で対応を検討する。
10. その他、特記事項	なし

Ⅱ. 「民間規格評価機関の要件（３）評価プロセス」との適合性確認

評価プロセスの要件	評価	確認内容
1. 評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められているか。	○	<p><u>利害関係者の評価プロセスへの参加は認めている。</u></p> <p>委員会規約第3条及び第12条において民間規格等に係る利害関係者を幅広く選任することと規定しており、参加への制限はない。</p>
2. 規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けているか。	○	<p><u>金銭的な制約は設けていない。</u></p> <p>分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体が作成した「民間規格等」を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に相当の経費を要する場合、委員会は実費の負担を求める。</p>
3. 評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けているか。	○	<p><u>委員会の議決参加に、日本電気技術規格委員会の会員資格を条件付けてはいない。</u></p>
4. 作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定められているか。	○	<p><u>異議申し立てに関する取り扱いの手順は委員会規約、審査手順で定められている。</u></p> <p>（民間規格等制改定の審議手順に係る要領 5. 異議申し立て等への対応による）</p>
5. 評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順で文書を定められているか。	○	<p><u>運営、議決方法、規格評価プロセスについて規約等で定められている。</u></p> <p>委員会規約及び規約に基づく要領において、運営、議決方法、評価プロセス等を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会規約第6条（委員会の審議） ・委員会規約第15条（プロセス評価委員会の審議） ・民間規格等制改定の審議に係る要領
6. 関係する省令基準及び基準解釈の条文（既に引用されている民間規格等を含む）を明らかにし、省令基準との適合性について、要件で定めら	○	<p><u>添付資料1の技術評価書により省令基準との適合性について確認した。</u></p>

評価プロセスの要件	評価	確認内容
れた観点で評価し、評価結果を評価書としてとりまとめられているか。		
7. 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。	○	<u>委員会及びプロセス評価委員会の業務計画は、事業計画として委員会のホームページで公表している。</u>
8. 民間規格等の評価のとりまとめの前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書を添付してパブリックコメントによる意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。	○	<u>添付資料5のとおり、パブリックコメントを実施した。</u> ①パブリックコメントの期間： 2018年8月6日～2018年9月4日 (30日間) ②媒体： ・電気新聞 ・委員会のホームページ
9. 民間規格評価機関は、当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行うなどの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。	○	<u>国が実施する意見公募手続きにおける規格の修正意見に対しては、必要に応じ適切に対応する。</u>
10. 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。	○	<u>委員会及びプロセス評価委員会において承認した規格は関連する基準解釈を明示し、委員会のホームページに公開する。</u>

Ⅲ. 添付資料

- 資料1 技術評価書（委員会名簿、民間規格等作成機関作成資料等含む）
- 資料2 民間規格等改定案
- 資料3 電技解釈改正要請案の承認のお願いについて（改正が伴う場合）
- 資料4 日本電気技術規格委員会 プロセス評価委員会委員名簿
- 資料5 日本電気技術規格委員会 電気新聞及びホームページ
公告文及び意見募集の結果

以上

民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領

制定：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という。）が審議，承認する民間規格等に関する委員会規格番号の付与に関する事項については，以下に定めるところによるものとする。

1. 本要領を適用する民間規格等

委員会で承認した民間規格等に適用する。

2. 民間規格等の番号の付与

(1) 民間規格等の番号の付与，規格の名称

- a. 委員会は，承認した民間規格等に対して，委員会の規格番号を割り当てる。
- b. 規格番号の割り当ては，民間規格等作成機関及び委員会事務局の協議により割り当てる。
- c. 技術基準等への反映を希望する規格の名称は，関係行政機関が「規格名／規格番号／制定年又は改定年」をもって引用するに際し，適切なものであること。

(2) 規格番号の構成

- a. 委員会規格番号の構成は次のとおりとする。

- (a) 「J E S C」の記号
- (b) 分野別のアルファベット記号
- (c) 管理用の番号
- (d) 委員会規格承認年（西暦）

- b. 規格番号構成の意味

- (a) 「J E S C」

日本電気技術規格委員会の英文呼称（Japan Electrotechnical Standards and Codes Committee）の略称

- (b) 分野別のアルファベット記号

- H：「発電用水力設備の技術基準」に関するもの
T：「発電用火力設備の技術基準」に関するもの
E：「電気設備の技術基準」に関するもの
N：「発電用原子力設備の技術基準」に関するもの
F：「発電用核燃料物質の技術基準」に関するもの
W：「電気工作物の溶接の技術基準」に関するもの
V：「発電用風力設備の技術基準」に関するもの

Z：その他に関するもの

(c) 管理用の番号（4桁）

(b) の分野毎に定める4桁の管理用の番号

・千の位 — 各分野における内容を示す番号

0：総括（2以上の内容を統合したもの又は内線規程等のように一冊の本としてまとめたもの）

1：基本及び一般的事項（定義を含む）

2：設計

3：材料

4：構造

5：機器及び器具（電線，ケーブル類を含む）

6：工事

7：測定及び試験

8：運転及び運転管理

9：その他

(d) 下3桁の数値 — (c) の各分野の内容毎の管理用番号

c. 表示様式の例

「J E S C E 1 2 3 4 (2 0 2 0)」

なお，二つ以上の分野に関連する規格は，“/”を用いて，

「J E S C T / W 1 2 3 4 (2 0 2 0)」のように記載する。

(3) 委員会規格承認年について

日本電気技術規格委員会で承認した年の西暦年号とする。

なお，書面審議等であって委員会開催による承認に基づかない場合は，委員会が決定したとみなされる日（例：書面審議回答締切日，委員長決裁日など）とする。

また，発行年月日は，各民間規格等作成機関で定める発行年月日とする。

附則1（令和2年7月20日）

本要領は，令和2年7月20日より施行する。

情報公開等に係る要領

制定：平成11年7月21日

改正：平成13年3月27日

改正：平成16年5月27日

改正：平成17年6月3日

改正：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会(以下、「委員会」という)の情報公開について、実施に係る具体的方法については、以下に示すところによるものとする。

1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について

(1) 公開の方法

電気新聞及び委員会のホームページに公告として掲載する。

(2) 公開の時期

事務局が決定する。

(3) 公開の期間

30日以上、最長60日

(4) 外部へ公開する内容

外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。

- ・公開の趣旨
- ・公開する「民間規格等」の名称
- ・公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容
- ・原案を策定した民間規格等作成機関名
- ・「民間規格等」の承認予定日
- ・技術基準等への反映の要請予定
- ・問い合わせ先，関連資料入手先，意見提出先
- ・意見提出の締め切り日

(5) 公開中に資料提供および資料閲覧の依頼があった場合

a. 提供方法

関連資料等の入手希望があった場合は，委員会事務局又は「民間規格等」を策定する民間規格等作成機関事務局から，適切な方法で請求者に関連資料等を提供する。

b. 閲覧用の関連資料等の具備

閲覧用の関連資料等は，委員会事務局及び「民間規格等」を策定する民間規格等作成

機関事務局の事務室などに具備し、意見受付の期間中、公開する。

c. 関連資料等の有償提供

委員会又は民間規格等作成機関事務局にとって、提供する関連資料等の作成経費負担が大きいと判断される場合は、有償（実費）とすることができる。

2. 民間規格等に関する意見の公募

委員会が制改定した民間規格等についての質問、改定要望等は、常時受け付ける。受付方法は、電子メールを基本とし、委員会ホームページで常時受け付ける。

3. 委員会の情報公開

(1) 公開の方法

委員会は、以下の方法により情報を公開する。

a. 議事の公開

委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

b. 会議資料の公開

会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

また、提供する資料の作成経費負担が大きいと判断される場合には、閲覧・回覧等の方法を取るほか、資料提供を求める者に実費の負担を求めることができる。

c. 各委員会情報の公開

委員会のホームページにより、公開する委員会の情報は、別紙1のとおりとする。

(2) 委員会を非公開とする場合

各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

c. 個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。

d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

(3) 委員名簿の公開

外部より各委員会の委員名簿の開示要求があった場合、委員名及び所属までの開示とし、住所（所属会社を含む）、電話番号及びメールアドレスは開示しない。

4. 会計処理の公開

委員会の予算及び決算は、委員会で承認を受ける。外部からの開示依頼については、委員長の承認を得て開示することができる。

また、各委員会の直接経費を明確に区分した収支明細は、委員会における正式配付資料の一部として開示する。

5. WTO/TBT 協定に基づく通報，公表等

WTO/TBT 協定に基づく適正実施規準の実施は、国内外の動向，関連情勢等を考慮しつつ，また，経済産業省における通報，公表の動向等も考慮しつつ，決めることとする。

なお，本件に関しては国際貿易上の障害が生じないように，海外から照会，苦情があった場合は，誠実に対応，検討することとする。

6. その他

- (1) 委員会規約は，委員会のホームページで公開する。
- (2) 委員会に参加する団体を常時公募する。公募方法は，「手紙」又は「電子メール」とし，委員会のホームページで常時公表する。

附則 1 (平成 11 年 7 月 21 日)

本要領は，平成 11 年 7 月 21 日より施行する。

附則 2 (平成 13 年 3 月 27 日)

本要領は，平成 13 年 3 月 27 日より施行する。

附則 3 (平成 16 年 5 月 27 日)

本要領は，平成 16 年 5 月 27 日より施行する。

附則 4 (平成 17 年 6 月 3 日)

本要領は，平成 17 年 6 月 3 日より施行する。

附則 5 (令和 2 年 7 月 20 日)

本要領は，令和 2 年 7 月 20 日より施行する。

別紙1 委員会ホームページにおいて公開する委員会の情報

3.(1)Cの規定に基づき,委員会ホームページにて公開する委員会の情報は下表のとおり。

公開の項目	公開の時期	公開期間
1. 委員会の概要 ・ 設立趣旨・目的 ・ 規約 ・ 組織体制 ・ 委員名簿		常時
2. 委員会の開催公告 ・ 開催日, 場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付	遅くとも開催1週間前	開催日まで
3. プロセス評価委員会の開催公告 ・ 開催日, 場所 ・ 議題	遅くとも開催1週間前	開催日まで
4. 各委員会の開催結果 ・ 議事次第, 配布資料一覧 ・ 議事録 ・ 会議の概要, 審議結果	・ 開催後速やかに ・ 議事録確認後速やかに ・ 開催後速やかに	常時
5. 各委員会の活動状況 ・ 委員会開催日一覧表 ・ 委員会の議題一覧表 ・ 民間規格一覧表	・ 承認後に追加 ・ 開催の都度追加 ・ 制改定の都度	常時
6. 事業計画, 事業報告	承認後速やかに	常時
7. 特別委員会の設置, 廃止に係る情報	事案発生の都度	必要な期間
8. 外部の意見を聞く公告	必要の都度	意見締切り日まで常時
9. 技術基準の解釈に引用された民間規格	技術基準の解釈に引用された時点	

表彰等に係る要領

制定：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という。）規約第10条の表彰について、実施に係る具体的な方法については、以下に示すところによるものとする。

1. 表彰基準

(1) 表彰は、以下の表彰事由に該当するものを対象とする。

- 1 委員会の扱う民間規格等の制改定に係る活動に顕著な貢献が認められるとき
- 2 委員会の業務に係る活動に顕著な貢献が認められるとき
- 3 その他、委員会に対して顕著な貢献が認められたとき

(2) 対象となる表彰事由は、事務局による表彰候補者の募集日を基準として過去2年を超えない範囲に限る。

2. 推薦

(1) 委員会委員及び民間規格等作成機関は、表彰候補者を推薦することができる。

(2) 推薦者は、表彰推薦申請書（別紙1）を委員会事務局に提出する。

なお、推薦にあたり、功績だけでなく以下を考慮すること。

- a. 表彰事由における役割、役務からの活動実績及び成果
- b. これまでの規格整備活動の状況

(3) 委員会の扱う民間規格等の制改定に係る活動から推薦されるものは、原則1規格あたり1名とする。ただし、貢献が顕著である者が複数いて表彰候補者を1名に絞ることが困難である場合はこの限りではない。

(4) 委員会の業務に係る活動から推薦されるものは、原則1活動あたり1名とする。

(5) 個人・団体を推薦する場合、重ねた推薦はできない。

(6) 事務局員は推薦対象としない。

3. 選考

(1) 表彰者の選考のため、委員会に表彰選考委員会を設置する。

(2) 表彰選考委員会は、主査1名と委員3名程度で構成し、委員会委員長が指名する。

(3) 主査は、事務局から表彰推薦申請書の提出を受け、委員を招集する。また、電子メール等による書面選考も「可」とする。

(4) 表彰者の選考は、表彰選考委員会の全員の賛成を原則とする。

(5) 選考は、表彰推薦申請書の内容を基に実施する。

(6) 選考にあたっては、以下を考慮する。

- a. 表彰件数は、原則として毎年5件以内とする。
- b. 同一人に対する2年連続または複数の受賞は行わない。

- c. 同一団体・組織からの複数表彰は原則避けることとする。
- (7) 委員は、選考の内容は他にもらしてはならない。
- (8) 表彰選考委員会の選考の結果は、委員会へ報告する。

※選考スケジュールは概ね以下のとおり。

- ・ 10月中旬 表彰推薦申請書の発送（委員会委員及び民間規格等作成機関宛）
- ・ 12月末 表彰推薦申請書の締め切り
- ・ 1月下旬 表彰選考委員会による表彰者の選考
- ・ 3月中旬 委員会での表彰者決定及び表彰

4. 表彰

- (1) 委員会は、表彰選考委員会の選考結果に基づき表彰者を決定する。委員長は委員会で表彰者に表彰状を授与してこれを行う。
- (2) 表彰の内容は、表彰者の承諾のもとに新聞、雑誌及び委員会ホームページに掲載することで公表し、表彰者の所属する組織がある場合はその適切な部門に通知する。
- (3) 贈賞は原則として、賞状及び記念品とする。

附則1（令和2年7月20日）

本要領は、令和2年7月20日より施行する。

別紙 1

受付 No.

日本電気技術規格委員会 表彰推薦申請書

提出日； 年 月 日

1 表彰 候補者	委員会名称		氏名 (ふりがな)	年齢 (本年 4 月 1 日現在)
	勤務先 職名			
	勤務先 所在地	〒 Tel ; E-mail ;		

2 推薦者	委員会名称	氏名	所属・職名	所在地 (連絡先)
				〒 Tel ; E-mail ;

3 推薦理由	日本電気技術規格委員会 表彰等に係る要領 1. 表彰基準 (該当番号に○を付けてください。)
	<p>1 委員会の扱う民間規格等の制改定に係る活動に顕著な貢献が認められるとき</p> <p>2 委員会の業務に係る活動に顕著な貢献が認められるとき</p> <p>3 その他、委員会に対する顕著な貢献が認められたとき</p> <p>具体的な推薦理由 (なるべく定量的に記載ください。)</p> <p>①表彰事由における役割, 役務からの活動実績及び成果</p> <p>②これまでの規格整備活動の状況</p>

注意 1. 文書は平易に, 文字は明瞭にご記入ください。
 2. 提出された書類は, 一切返却致しません。

提出先 ; 日本電気協会 日本電気技術規格委員会事務局
 Tel ; 03-3216-0553 Fax ; 03-3216-3997

外部評価等に係る要領

制定：令和2年7月20日

（目的）

第1条 本要領は、日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という。）規約第25条の外部評価について定める。

（業務）

第2条 委員会は、国の基準解釈等に関連付ける民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持について評価を行うための外部評価機関を置く。

2. 外部評価機関は、委員会により審議・承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格等評価機関の要件（2. 要件（3）評価プロセス）を満たした上で適切に運営・維持されているかを審議する。
3. 外部評価機関は、審議の結果を委員会に報告する。

（構成）

第3条 外部評価機関の委員は、学識経験者及び第三者機関の推薦を受けた者で構成し、原則3名とする。なお、委員は、委員会及び民間規格等制改定プロセス評価委員会に所属しない者とする。

2. 委員会の委員及び民間規格等作成機関の委員は、外部評価機関の委員になることができない。

（委嘱）

第4条 外部評価機関の委員は委員会の委員長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（委員長）

第5条 外部評価機関に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2. 委員長は会務を総括する。

（議事）

第6条 外部評価機関による評価は、年1回開催する。ただし必要な場合は、随時開催することができる。

2. 外部評価機関は、全委員の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による決議を行うことができる。
3. 外部評価機関への出席については、委任状または代理者をもって行うことができ

る。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(議事録)

第7条 外部評価機関は審議内容を議事録として記録し、委員会事務局が保管する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則1(令和2年7月20日)

本要領は、令和2年7月20日より施行する。

分担金に関する内規

制定：令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という）規約第21条第2項の分担金の金額について、以下に示すところによる。

1. 分担金

原則、一口30万円（税抜）とする。

但し、複数口負担している委員会に参加する団体等については、別途個別に協議する。

2. 分担金を負担していない民間規格等作成機関から、民間規格等の制改定等の審議要請があった場合、2口の分担金を審議に係る経費として支払を求めることができる。

附則1（令和2年7月20日）

1. 本内規は、令和2年7月20日より施行する。